

運 營 規 程

社会福祉法人 札幌慈啓会

札幌市稲寿園短期入所生活介護事業所

札幌市稲寿園 短期入所生活介護事業所 運営規程

(施設の目的)

第1条 札幌市稲寿園が開設する札幌市稲寿園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者等（以下、「従事者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、当関係市町村・居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(利用相談及び受付時間)

第3条 月曜日～金曜日の平日 8時45分～17時30分

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 札幌市稲寿園短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 札幌市手稲区曙5条2丁目2番21号
(札幌市稲寿園指定介護老人福祉施設内)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に従事する主な職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(※当該事業所は併設事業所となる為、職種、員数は特別養護老人ホーム札幌市稲寿園と一体的運営が行われるものとする)

- (1) 管理者（施設長）1名

施設長は、従業者の管理、業務の実施状況の把握とその他の管理を一元的に行い、従業者に必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名以上

医師は、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 介護職員 常勤換算 34名以上

介護職員は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を以って必要な援助を行う。

(5) 看護職員 常勤換算 3名以上

看護職員は、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、入所者の栄養並びに心身の状態及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供を努める。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画に関する業務を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員数は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を合わせて10名とする。

(利用者に対するサービスの内容及び利用料、食費、滞在費その他の費用の額)

第7条 利用者に対し、入浴、排泄、離床、着替え、整容、食事の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、年間行事、機能訓練、健康管理等についてサービスを提供した場合の利用料の額は、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費もしくは居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。法定代理受領サービス以外はその実費とする。又、上記以外に食事及び住居の提供をした場合の利用料は、別に定める料金とする。ただし、介護保険料段階区分が第1段階、第2段階、第3段階の場合は、特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費に関する食費及び滞在費の負担限度額とする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 事業所の通常の送迎実施地域は別表のとおり、手稲区全域及び西区、北区、小樽市、石狩市の一部とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、利用者相互の親睦に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、施設敷地内は禁煙とする。
- (2) けんか、口論、泥酔、とぼく等、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 医師の診察を拒否し、又は職員の指示に反した行為をしないこと。
- (4) その他、施設の管理運営に支障をきたすような行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従事者は、現に事業の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に向けた体制等)

第11条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 1 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
(責任者)：施設長 (リーダー)：虐待防止対策委員会メンバー
- 2 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のため の指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- 3 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(身体拘束等)

第12条

- 1 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行う身体拘束や、その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。又、同時に家族にも説明を行い、同意を得ることとする。

- 2 事業所は、身体拘束及び制限は可能な限り廃止できるよう「身体拘束廃止対策委員会」で随時検討を行い努力するものとする。

(業務継続計画の策定)

第13条

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設介護サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期に開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持等)

第15条

- 1 従事者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所の従事者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所が居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書等により利用者の同意を得ておくこととする。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、災害マニュアルを全職員に周知し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生の管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。更に、事業所において感染症が発生し、まん延しないよ

うに必要な措置を講ずる。

(掲示)

第18条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(広告)

第19条 事業所についての広告を行う場合は、その内容が虚偽又は誇大なものにしない。

(利益供与及び利益の収受の禁止)

第20条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当事業所を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。また、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、事業所から退所者を紹介する対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理等)

第21条

- 1 事業所は、第7条に基づいて提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 事業所は、第7条に基づいて提供したサービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条の規定に基づいて市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め、又は、当該市町村の職員から質問若しくは照会があった場合はこれに応ずるとともに、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 3 事業所は、第7条に基づいて提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国保連）が行う法第176条第1項第2号の規定に基づく調査に協力するとともに、国保連から同号の規程による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(地域との連携等)

第22条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めることとする。

(事故発生時の対応)

第23条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、次のとおり速やかに対応するとともに、再発の防止に努めることとする。

- (1) 市町村及び利用者の身元引受人並びにケアマネジャーに連絡を行ない、必要な措置を講じる。
- (2) 事故の状況及び事故に対して採った処置等について記録する。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- (4) 事故の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

(記録の整備)

第24条 事業所は、従事者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。また、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

(職員研修)

第25条 事業所は、従事者に対しその資質の向上のため研修の機会を確保する。

(文書の提出等)

第26条 事業所は、市町村（法第23条）から文書その他の物件の提出若しくは提示の求めが合った場合、厚生労働大臣又は都道府県知事（法第24条第1項）から、その行った事業等に関し、報告若しくは記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じられた場合、これに速やかに応じることとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する
この規程は、平成13年 4月 1日から施行する
この規程は、平成14年 8月 1日から施行する
この規程は、平成14年10月 1日から施行する
この規程は、平成15年 4月 1日から施行する
この規程は、平成16年 1月 1日から施行する
この規程は、平成16年 4月 1日から施行する
この規定は、平成17年 4月 1日から施行する
この規定は、平成17年10月 1日から施行する
この規定は、平成18年 4月 1日から施行する
この規定は、平成19年 4月 1日から施行する
この規定は、平成20年 4月 1日から施行する
この規定は、平成20年11月 1日から施行する
この規定は、平成21年 4月 1日から施行する
この規定は、平成22年 4月 1日から施行する
この規定は、平成23年 4月 1日から施行する
この規定は、平成24年 4月 1日から施行する
この規定は、平成25年 4月 1日から施行する
この規定は、平成26年 1月 1日から施行する
この規定は、平成26年 4月 1日から施行する
この規定は、平成27年 4月 1日から施行する
この規定は、平成28年 4月 1日から施行する
この規定は、平成29年 4月 1日から施行する
この規定は、平成30年 4月 1日から施行する
この規定は、平成31年 4月 1日から施行する
この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する
この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する
この規定は、令和 4年 4月 1日から施行する
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する

別表 短期入所生活介護送迎実施区域

◇ 全域で送迎を行う地域 ◇

札幌市手稲区

◇ 一部の地域で送迎を行う地域 ◇

札幌市北区	<ul style="list-style-type: none"> ・新川西 1 条～5 条 : 1 丁目～9 丁目
札幌市西区	<ul style="list-style-type: none"> ・宮の沢 1 条～4 条 : 1 丁目～5 丁目 ・発寒 1 条～17 条 : 1 丁目～14 丁目
小樽市	<ul style="list-style-type: none"> ・銭函 1 丁目～5 丁目 ・星野町 1 番地～27 番地 ・見晴町 1 番地～25 番地 ・桂岡町 1 番地～33 番地
石狩市	<ul style="list-style-type: none"> ・樽川 3 条～9 条 : 1 丁目～3 丁目 ・花川南 1 条～10 条 : 1 丁目～6 丁目